様式１－２

特定建設工事共同企業体協定書

当共同企業体の構成員は、信義を重んじ、相互信頼と協調の精神をもって、誠実に工事の円滑な遂行と完成を期することを確認して、本拠協定を締結する。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体協定書

（目　　的）

1. 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
   1. 安曇野市が発注する安曇野市新総合体育館建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
   2. 前号に附帯する事業

（名　　称）

1. 当特定建設工事共同企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

1. 当企業体は、事務所を長野県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、令和＿＿年＿＿月＿＿日に成立し、その存続期間は令和　　年　　月　　日とする。ただし、令和　　年　　月　　日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後６箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、安曇野市が建設工事に係る請負契約を締結した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の名称）

1. 当企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会社を代表者とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　安曇野市の行う工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて第６条の代表者が相手となり、代表者が通知を受けた事項は他の構成員にも通知されたものとみなす。

（構成員の出資の割合等）

1. 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について安曇野市と契約内容の変更増額があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ％

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び構成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請会社の決定その他の当企業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

２　運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たる。

（構成員の責任）

1. 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請け契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

1. 当企業体の取引金融機関は、＿＿＿銀行　＿＿＿支店　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決　　算）

1. 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

1. 決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担割合）

1. 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

1. 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

1. 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるとき、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び安曇野市の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

1. 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２ 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び安曇野市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

1. 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

1. この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表会社名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会社　外＿＿社は、上記のとおり＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿＿通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

代表者 会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者 役職名　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　㊞

構成員 会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者 役職名　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　㊞